

平成20年 2月18日

各 位

株式会社ジー・コミュニケーション
代表取締役 稲吉正樹

NOVA 外国人講師雇用に関する当社見解

「ジー社は昨年12月から現在にかけ、1,000人超の外国人講師を合理的な理由なく解雇。」の報道が一部マスコミからされており、当社としてそのような事実はなく大変遺憾であります。また、その他にも皆様よりご質問を頂戴しておりますので、本件について、下記のとおりご説明させて頂きます。

記

旧 NOVA 社と外国人講師は、期間を1年とする契約を結んでおり、1年後、更新の成否が検討されておりました。当社も会社破産という状況で、既に会社の営業や、給与の支給も止まっており、原状把握が困難の中、まずは「従業員救済」と、「雇用の原状回復」の趣旨から、旧 NOVA と外国人講師の雇用条件、雇用期間、就業規則をそのまま承継する契約を外国人講師と結び、自宅待機として給与の支給を続けてまいりました。

そのような中、契約期間満期となる従業員とは再契約の締結を進めておりましたが、旧 NOVA での勤怠状況等や成果により講師の是非を決定し、当社として更新をお断りした従業員が62名おります。(2月14日時点)

また、今後については、経済的な判断から、再開できない自宅待機中の他言語の講師約30名に対し、断腸の思いではありますが、3月31日付での解雇を、1月下旬に通達しております。その他、教室の再開ができない地域、講師数が著しく余剰となる地域において、どうしても就業場所の確保ができず、且つ、不足地域への異動の承諾が頂けない場合、契約の非更新、または解雇とさせて頂く可能性も若干名についてございます。旧 NOVA 及び当社と講師との契約では、就業場所は会社側が定めることになっており、旧 NOVA 運営時においては、会社事情による異動は頻繁であったと聞いておりますので、現在、不足地域への講師の補充と、地域的な均衡を保つため、自宅待機講師を中心に異動のお願いをしているところであります。

【質問1】NOVA事業承継に際し、「原則、全員採用」と言われているが、約束を守っていないのでは？

(当社回答) 実際には、1,931名（日本人500名、外国人1,431名）を採用しており、面接により約10名の方を不採用としております。事業譲渡契約上も、再雇用については面接により決定するという内容が明記されており、10人の不採用は、本件の要件を満たしていると考えております。

【質問2】1,000人が解雇されたのか？

(当社回答) 事実ではありません。2月14日時点で62名です。

【質問3】12月に、メールで通達、800名の解雇を行ったのか？

(当社回答) 1月10日に入社予定の800人にメールで通達したのは事実です。しかし、内容は200名の雇用と、グループ会社、又は、その他により希望者には職場の確保はするというものでありました。結果、当社に入社を希望する方の全て、326名の入社は実現しました。

【質問4】不当な解雇をしており、労働基準法違反ではないのか？

(当社回答) 契約期間については、明確に記載されており、それについて当社の更新基準に満たない講師については非更新にさせていただいておりますが、法令違反と考えておりません。

【質問5】雇用条件等の説明と明記がないのではないか？

(当社回答) 旧NOVAとの各種規定をそのまま承継するという説明及び、契約をしており、内容は承知していただいているはずです。各種規定等は各所に設置されています。

【質問6】異動できないのなら解雇は契約違反ではないのか？

(当社回答) 契約上、勤務地については当社が決定し、また、変更するという内容になっておりますので、契約違反ではありません。就業場所の無い地域で給与を払い続けることはできません。異動時の転居費は当社が負担します。

【質問7】今後も非更新はあるのか？

(当社回答) あります。契約の更新時には、更新の勤怠等を精査し、NOVAの教務クオリティの向上に繋げたいと考えております。一方で講師の採用活動も3月より再開させる予定です。

[報道関係者のお問い合わせ先]

愛知県名古屋市北区黒川本通 5-12-3 Tel 052-912-0335 Fax 052-912-0287

株式会社ジー・コミュニケーション ネットワーク本部 広報課 平井、吉成